

貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等

平成 11 年 3 月 31 日通商産業省・運輸省告示第 3 号
 (全部)改正 平成 18 年 3 月 17 日経済産業省・国土交通省告示第 2 号
 最終(全部)改正 平成 19 年 7 月 2 日経済産業省・国土交通省告示第 5 号

1 判断の基準

1-1 判断の基準

- (1) エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令(昭和 54 年政令第 267 号)第 21 条第 8 号に規定する貨物自動車(以下「貨物自動車」という。)であって、揮発油を燃料とする車両総重量(道路運送 車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 40 条第 3 号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。)3.5 トン以下のもの(以下「ガソリン貨物自動車」という。)の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度(平成 22 年 4 月 1 日に始まり平成 23 年 3 月 31 日に終わる年度)以降の各年度(平成 26 年 4 月 1 日に始まり平成 27 年 3 月 31 日に終わる年度までに限る。)において国内向けに出荷するガソリン貨物自動車のエネルギー消費効率(自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令(昭和 54 年通商産業省・運輸省令第 3 号。以下「省令」という。)第 1 条の表第 1 号に規定する数値(自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法(平成 18 年国土交通省告示第 350 号)第 1 条第 1 号に掲げる方法により算定したものに限る。以下「10・15 モード燃費値」という。)をいう。以下(2)において同じ。)を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数で加重して調和平均した値が同表の 右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

区分				基準エネルギー消費効率
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
1 道路運送車両法 施行規則(昭和 26 年運輸省令第 74 号)第 2 条の軽自動 車であって貨物の運 送の用に供するもの	手動式	703 キログラム未満	構造 A	20.2
			構造 B	17.0
		703 キログラム以上 828 キログラム未満	構造 A	18.0
			構造 B	16.7
	手動式以外のもの	703 キログラム未満	構造 A	18.9
			構造 B	16.2
		703 キログラム以上 828 キログラム未満	構造 A	16.5
			構造 B	15.5
2 道路運送車両法 施行規則第 2 条の 普通自動車又は小 型自動車(車両総重 量が 1.7 トン以下 のものに限る。)であ って貨物の運送の用	手動式	1,016 キログラム未満		17.8
		1,016 キログラム以上		15.7
	手動式以外のもの	1,016 キログラム未満		14.9
		1,016 キログラム以上		13.8

に供するもの				
3 道路運送車両法 施行規則第2条の 普通自動車又は小 型自動車(車両総重 量が1.7トン超2.5ト ン以下のものに限 る。)であって貨物の 運送の用に供するも の	手動式	1,266 キログラム未満	構造A	14.5
			構造B	12.3
		1,266 キログラム以上 1,516 キログラム未満		10.7
			1,516 キログラム以上	
	手動式以外のもの	1,266 キログラム未満	構造A	12.5
			構造B	11.2
1,266 キログラム以上		10.3		

備考1 「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第4号に規定する空車状態における車両の重量をいう。以下同じ。

2 「構造A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。(2)の表において同じ。

イ 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。

ロ 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。

ハ 運転者室の前方に原動機を有するものであること。

3 「構造B」とは、構造A以外の構造をいう。(2)の表において同じ。

(2) 貨物自動車であって、軽油を燃料とする車両総重量3.5トン以下のもの(以下「ディーゼル貨物自動車」という。)の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度(平成17年4月1日に始まり平成18年3月31日に終わる年度)以降の各年度(平成26年4月1日に始まり平成27年3月31日に終わる年度までに限る。)において国内向けに出荷するディーゼル貨物自動車のエネルギー消費効率を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数で加重して調和平均した値が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

区分				基準エネルギー消費効率
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
1 道路運送車両法施行規則第2条の普通自動車又は小型自動車(車両総重量が1.7トン以下のものに限る。)であって貨物の運送の用に供するもの	手動式			17.7
2 道路運送車両法施行規則第2条の普通自動車又は小型自動車(車両総重量が1.7ト	手動式以外のもの	1,266 キログラム未満	構造A	15.1
			構造B	17.4
		1,266 キログラム以上 1,516 キログラム未満		14.6
			1,516 キログラム以上	12.5

ン超 2.5トン以下 のものに限る。)で あって貨物の運送 の用に供するもの	手動式以外のもの	1,266 キログラム未満	構造A	14.5
			構造B	12.6
		1,266 キログラム以上 1,516 キログラム未満		12.3
		1,516 キログラム以上 1,766 キログラム未満		10.8
		1,766 キログラム以上		9.9

(3) ガソリン貨物自動車又はディーゼル 貨物自動車の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度(平成 27 年4月1日に始まり平成 28 年3月 31 日に終わる年度)以降の各年度において国内向けに出荷するガソリン貨物自動車及びディーゼル貨物自動車のエネルギー消費効率(省令第1条の表第1号に規定する数値(自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第1条第2号に掲げる方法により算定したのものに限る。以下「JC08 モード燃費値」という。)をいう。)(ディーゼル貨物自動車(燃料の種類が軽油のみのもを除く。))にあつては、当該エネルギー消費効率を 1.1 で除した値。)を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数で加重して調和平均した値(1-2(1)において「ガソリン貨物自動車等平均燃費値」という。)が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

区				分		基準エネルギー消費効率
自動車の種別	燃料の種類	自動車の構造	変速装置の方式	車両重量		
1 道路運送車両法施行規則第2条の軽自動車であつて貨物の運送の用に供するもの	揮発油又は軽油	構造A	手動式	741 キログラム未満	23.2	
				741 キログラム以上	20.3	
			手動式以外のもの	741 キログラム未満	20.9	
				741 キログラム以上 856 キログラム未満	19.6	
				856 キログラム以上	18.9	
				741 キログラム未満	18.2	
		構造B	手動式	741 キログラム以上 856 キログラム未満	18.0	
				856 キログラム以上 971 キログラム未満	17.2	
				971 キログラム以上	16.4	
			手動式以外のもの	741 キログラム未満	16.4	
				741 キログラム以上 856 キログラム未満	16.0	
				856 キログラム以上 971 キログラム未満	15.4	
971 キログラム以上	14.7					
2 道路運送車両法施行規則第2条の普通自動車又は小型自動車(車両総重量が 1.7	揮発油又は軽油		手動式	1,081 キログラム未満	18.5	
				1,081 キログラム以上	17.1	
			手動式以外のもの	1,081 キログラム未満	17.4	
				1,081 キログラム以上	15.8	

トン以下のものに限る。)であって貨物の運送の用に供するもの				1,196 キログラム未満	14.7
				1,196 キログラム以上	
3 道路運送車両法施行規則第2条の普通自動車又は小型自動車(車両総重量が1.7トン超3.5トン以下のものに限る。)であって貨物の運送の用に供するもの	揮発油	構造A	手動式		14.2
			手動式以外のもの	1,311 キログラム未満	13.3
				1,311 キログラム以上	12.7
			構造B1	手動式	1,311 キログラム未満
		1,311 キログラム以上			10.6
		1,421 キログラム未満		10.3	
					1,421 キログラム以上
		1,531 キログラム未満		10.0	
					1,531 キログラム以上
		1,651 キログラム未満		9.8	
					1,651 キログラム以上
		1,761 キログラム未満		9.7	
					1,761 キログラム以上
		手動式以外のもの		1,311 キログラム未満	10.9
				1,311 キログラム以上	9.8
				1,421 キログラム未満	9.6
				1,421 キログラム以上	
			1,531 キログラム未満	9.4	
			1,531 キログラム以上		
			1,651 キログラム未満	9.1	
			1,651 キログラム以上		
		1,761 キログラム未満	8.8		
		1,761 キログラム以上			
		構造B2	手動式	1,311 キログラム未満	11.2
				1,311 キログラム以上	10.2
				1,421 キログラム未満	9.9
				1,421 キログラム以上	
				1,531 キログラム未満	9.7
1,531 キログラム以上					
1,651 キログラム未満	9.3				
1,651 キログラム以上					
1,761 キログラム未満	8.9				
1,761 キログラム以上					
手動式以外のもの	1,311 キログラム未満	10.5			
	1,311 キログラム以上	9.7			

				1,421 キログラム未満			
				1,421 キログラム以上 1,531 キログラム未満	8.9		
				1,531 キログラム以上 1,651 キログラム未満	8.6		
				1,651 キログラム以上	7.9		
	軽油	構造A又は構造B 1	手動式	1,421 キログラム未満	14.5		
					1,421 キログラム以上 1,531 キログラム未満	14.1	
					1,531 キログラム以上 1,651 キログラム未満	13.8	
					1,651 キログラム以上 1,761 キログラム未満	13.6	
					1,761 キログラム以上 1,871 キログラム未満	13.3	
					1,871 キログラム以上 1,991 キログラム未満	12.8	
					1,991 キログラム以上 2,101 キログラム未満	12.3	
					2,101 キログラム以上	11.7	
					手動式以外のもの	1,421 キログラム未満	13.1
						1,421 キログラム以上 1,531 キログラム未満	12.8
			1,531 キログラム以上 1,651 キログラム未満	11.5			
			1,651 キログラム以上 1,761 キログラム未満	11.3			
			1,761 キログラム以上 1,871 キログラム未満	11.0			
			1,871 キログラム以上 1,991 キログラム未満	10.8			
			1,991 キログラム以上 2,101 キログラム未満	10.3			
			2,101 キログラム以上	9.4			
			構造B2	手動式		1,421 キログラム未満	14.3
						1,421 キログラム以上 1,531 キログラム未満	12.9
					1,531 キログラム以上 1,651 キログラム未満	12.6	
					1,651 キログラム以上	12.4	
		1,761 キログラム未満					

				1,761 キログラム以上 1,871 キログラム未満	12.0
				1,871 キログラム以上 1,991 キログラム未満	11.3
				1,991 キログラム以上 2,101 キログラム未満	11.2
				2,101 キログラム以上	11.1
			手動式以 外のもの	1,421 キログラム未満	12.5
				1,421 キログラム以上 1,531 キログラム未満	11.8
				1,531 キログラム以上 1,651 キログラム未満	10.9
				1,651 キログラム以上 1,761 キログラム未満	10.6
				1,761 キログラム以上 1,871 キログラム未満	9.7
				1,871 キログラム以上 1,991 キログラム未満	9.5
				1,991 キログラム以上 2,101 キログラム未満	9.0
				2,101 キログラム以上	8.8

備考1 「構造A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。

イ 最大積載量を車両総重量で除した値が 0.3 以下となるものであること。

ロ 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。

ハ 運転者室の前方に原動機を有するものであること。

2 「構造B」とは、構造A以外の構造をいう。

3 「構造B1」とは、構造Bのうち備考1ロに掲げる要件に該当する構造をいう。

4 「構造B2」とは、構造Bのうち構造B1以外の構造をいう。

(4) 貨物自動車であって、車両総重量 3.5トン超のもの(けん引自動車(道路運送車両の保安基準第1条第1号に規定するけん引自動車をいう。以下同じ。)を除く。以下「トラック等」という。)の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度(平成 27 年4月1日に始まり平成 28 年3月 31 日に終わる年度)以降の各年度において国内向けに出荷するトラック等のエネルギー消費効率(省令第1条の表第2号に規定する数値(以下「重量車モード燃費値」という。)をいう。以下(5)において同じ。)を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数で加重して調和平均した値(1-2(2)において「トラック等平均燃費値」という。)が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

区 分	基準エネルギー消費効率
1 車両総重量が 3.5トン超 7.5トン以下のトラック等(最大積載量が 1.5トン以下のものに限る。)	10.83

2 車両総重量が3.5トン超 7.5トン以下のトラック等(最大積載量が1.5トン超2トン以下のものに限る。)	10.35
3 車両総重量が3.5トン超 7.5トン以下のトラック等(最大積載量が2トン超3トン以下のものに限る。)	9.51
4 車両総重量が3.5トン超 7.5トン以下のトラック等(最大積載量が3トン超のものに限る。)	8.12
5 車両総重量が7.5トン超8トン以下のトラック等	7.24
6 車両総重量が8トン超 10トン以下のトラック等	6.52
7 車両総重量が10トン超 12トン以下のトラック等	6.00
8 車両総重量が12トン超 14トン以下のトラック等	5.69
9 車両総重量が14トン超 16トン以下のトラック等	4.97
10 車両総重量が16トン超 20トン以下のトラック等	4.15
11 車両総重量が20トン超のトラック等	4.04

- (5) 貨物自動車であって、車両総重量 3.5トン超のもの(けん引自動車に限る。以下「トラクタ」という。)の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度(平成 27 年4月1日に始まり平成 28 年 3月 31 日に終わる年度)以降の各年度において国内向けに出荷するトラクタのエネルギー消費効率を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数で加重して調和 平均した値(1-2(2)において「トラクタ平均燃費値」という。)が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

区分	基準エネルギー消費効率
1 車両総重量が20トン以下のトラクタ	3.09
2 車両総重量が20トン超のトラクタ	2.01

1-2 判断の基準の特例

- (1) ガソリン貨物自動車又はディーゼル貨物自動車の製造又は輸入の事業を行う者は、1-1(3)の判断の基準において、ガソリン貨物自動車等平均燃費値が1-1(3)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回る区分(以下この(1)において「未達成区分」という。)を有する場合であって、当該未達成区分の未達成量(当該未達成区分におけるガソリン貨物自動車等平均燃費値の逆数と基準エネルギー消費効率の逆数との差に当該区分における出荷台数を乗じた値(燃料の種類が軽油のみのものにあつては当該値に 1.1 を乗じた値))を超過達成量(ガソリン貨物自動車等平均燃費値が1-1(3)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない区分すべてにおけるガソリン貨物自動車等平均燃費値の逆数と基準エネルギー消費効率の逆数との差に当該区分における出荷台数を乗じた値(燃料の種類が軽油のみのものにあつては当該値に 1.1 を乗じた値)の総和)の範囲内で相殺できる場合は、未達成量をすべて相殺した未達成区分については、1-1 (3)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない区分とみなすことができる。
- (2) トラック等又はトラクタの製造又は輸入の事業を行う者は、1-1(4)又は(5)の判断の基準において、トラック等平均燃費値又はトラクタ平均燃費値が1-1(4)又は(5)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回る区分(以下この(2)において「未達成区分」という。)を有する場合であって、当該未達成区分の未達成量(当該未達成区分におけるトラック等平均燃費値又はトラクタ平均燃費値の逆数と基準エネルギー消費効率の逆数との差に当該区分における出荷台数を乗じた値)を超過達成量(トラック等平均燃費値又はトラクタ平均燃費値が1-1(4)又は(5)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回

らない区分すべてにおけるトラック等平均燃費値又はトラクタ平均燃費値の逆数と基準エネルギー消費効率の逆数との差に当該区分における出荷台数を乗じた値の総和を2で除した値)の範囲内で相殺できる場合は、未達成量をすべて相殺した未達成区分については、1-1(4)又は(5)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない区分とみなすことができる。

2 表示事項等

2-1 表示事項

エネルギー消費効率(10・15モード燃費値、JC08モード燃費値及び重量車モード燃費値をいう。以下同じ。)の優れた貨物自動車(1-1の各表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない貨物自動車をいう。)の普及を図るため、貨物自動車のエネルギー消費効率に関し、貨物自動車製造事業者等(貨物自動車の製造又は輸入の事業を行う者をいう。以下同じ。)は、次の事項を表示すること。

- イ 車名及び型式
- ロ 原動機の型式及び総排気量
- ハ 車両重量
- ニ 変速装置の形式及び変速段数
- ホ 燃料供給装置の形式
- ヘ 筒内直接噴射その他の主要燃費向上対策
- ト エネルギー消費効率
- チ 貨物自動車製造事業者等の氏名又は名称
- リ 車両総重量及び最大積載量
- ヌ 原動機の最高出力及び最大トルク
- ル 変速装置の各段ギア比(トラック等又はトラクタに係るものに限る。)

2-2 遵守事項

- (1) 2-1に規定する表示事項の表示は、その貨物自動車に関するカタログに記載して行うこと。この場合、2-1トに掲げる事項は、アンダーラインを引き、活字を大きくし、文字の色を変える等特に目立つ方法を用いてキロメートル毎リットル単位で小数点以下1桁(ただし、トラック等又はトラクタの場合は小数点以下2桁)まで表示し、燃料としてプレミアムガソリンを使用するガソリン貨物自動車にあっては、その旨を付記すること。
- (2) トラック等又はトラクタにあっては、エネルギー消費効率の算定に当たり用いた車型並びに空車時車両重量、最大積載量、全高、全幅、終減速機ギア比及びタイヤ動的負荷半径の仕様を、2-1トに掲げる事項の注釈として、(1)のカタログに付記すること。
- (3) 展示に供する貨物自動車には、2-1イ及びトに掲げる事項を見やすい場所に明瞭に表示すること。この場合、2-1トに掲げる事項は、キロメートル毎リットル単位で小数点以下1桁(ただし、トラック等又はトラクタの場合は小数点以下2桁)まで表示し、燃料としてプレミアムガソリンを使用するガソリン貨物自動車にあっては、その旨を付記すること。
- (4) (1)及び(3)において表示する2-1トに掲げる事項は、次の表の左欄に掲げる自動車の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる燃費値とする。

自動車の種類	燃 費 値
1 ガソリン貨物自動車又はディーゼル貨物自動車	10・15 モード燃費値(ただし、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)別添42に規定するJC08Hモード法及び同告示別添42に規定するJC08Cモード法により道路運送車両の保安基準第31条第2項の基準に適合した自動車にあつては、JC08モード燃費値を併せて付記するものとする。)
2 トラック等又はトラクタ	重量車モード燃費値

附 則

- 一 この告示は、平成19年7月2日から施行する。
- 二 車両総重量2.5トン超3.5トン以下の貨物自動車に係る2の規定は、施行日以降に道路運送車両法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けたもの(同日前に指定の申請を行ったものを除く。)については指定の日から、その他の車両総重量2.5トン超3.5トン以下の貨物自動車については平成20年7月1日から、それぞれ適用する。